

伊予市総合教育会議設置要綱

平成27年4月15日

伊予市教育委員会告示第8号

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、伊予市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、伊予市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

- 2 市長は、会議を招集する場合には、会議開催の日時及び場所並びに会議において付議すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要が

あると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局を学校教育課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月15日から施行する。

附 則 (平成27年10月14日伊予市教育委員会告示第12号)

この告示は、平成27年10月14日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日伊予市教育委員会告示第 号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。